

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について

【19年度予算】 36,500百万円
 【20年度予算】 37,500百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

総論

○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※ 5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 延長保育促進事業
- ⑤ 育児支援家庭訪問事業

【20年度新規事業】

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域における仕事と生活の調和推進事業

のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。

特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、事業量や取組内容に応じたポイントを設定します。

○ 事業計画の事後的評価について

市町村は事業完了後、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果及び市町村が実施する事業評価の実施状況について、地域協議会などにおける協議などのプロセスや改善点の翌年度の事業計画への反映状況等を確認し、次年度の交付金の算定に反映することとしています。

具体的には、

- ア 子育て家庭に対するアンケート調査の活用や学識経験者等の第三者による点検などにより、事業内容の検討や課題等の抽出を行った上で、
- イ 地域協議会における協議を経て、
- ウ 改善点等が翌年度の事業計画に反映されることが望ましい。

音 論

～交付金化することによるメリット～

	従来の補助制度	交付金
助成単位	○ 個々の施設・事業ごと	○ 各市町村が策定する事業計画全体
対象事業	○ 補助要件や補助基準が細かく定められ、これに対して適合するものに限定	○ 各自治体が策定する事業計画に記載されている事業であれば助成対象
交付手続	○ 補助要件に基づき個別の施設・事業ごとにその内容を審査し、採否や補助額を決定 ○ 補助金の使途は、当該補助事業に限定	○ 各自治体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定 ○ 交付された交付金の使途は、事業計画の範囲内であれば、各自治体の自由裁量 ・ 従来の補助単価にかかわらず、必要に応じ各事業者への交付額を独自に決定することも可能 ・ 各事業への配分については各市町村の判断

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

特定事業(プラン事項)

- ①生後4か月までの全戸訪問事業
- ②育児支援家庭訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

その他

- ①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】
- ②地域における仕事と生活の調和推進事業【新規】
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

※児童の人口に応じポイント設定

【取組例】

- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
- ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
- ・子どもたちからの電話相談等対応
- ・食育の推進
- ・子どもの事故防止対策 等

加算

+

取組事業数などによりポイント加算

C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

D 加算(事後評価)

学識経験者等第三者を交えて評価を行う場合などにポイントを加算

各市町村への交付

$(A+B) \times C + D$

375億円 ×
(20年度予算)

全市町村の総ポイント

※個別事業ごとには交付額を決定しない ※総事業費の1/2が上限
※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>
346	340	365	375

児童育成事業の概要

1 趣 旨

児童育成事業は、育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であって、児童手当制度の目的の達成に資するものをいう。

【児童手当法第29条の2】

2 児童育成事業の概要

就労と育児の両立支援など出産、育児に伴う負担感を軽減するための事業や児童の健全育成が図られるよう家庭や地域社会の諸条件を整備するための事業等を実施。

<主な児童育成事業>

- 放課後児童クラブ・・・共働き家庭の概ね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を提供する事業
- 病児・病後児保育・・・児童が急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業
- 休日・夜間保育・・・就労形態の多様化に対応するため、日・祝日を含めた保育所の開所や午後10時頃までの開所する事業

3 財 源

児童育成事業の費用には、事業主拠出金が充てられている。

〔平成20年度予算額：約458億円〕

生後4か月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数: 1,063市町村(全市町村の約6割) (平成19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務規定有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正により、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

(5) 費用負担

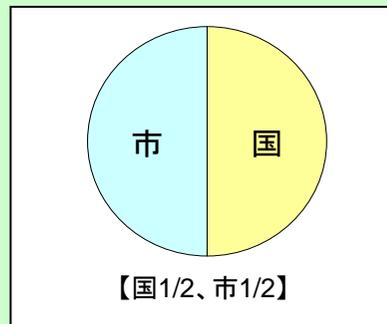
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。なお、今回の児童福祉法等改正により、妊婦も対象に追加。)

② 実施状況

・実施箇所数: 784市町村(全市町村の約4割) (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定

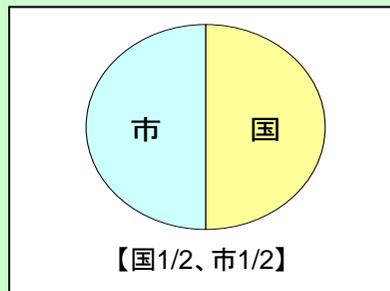
(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

(5) 費用負担

① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。



② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

一時保育(一時預かり)事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供するもの

② 実施状況

《実施箇所数》 7,214箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(7)による補助の対象となるか否かは、市町村の裁量による。(市町村又は認可保育所による提供が前提)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

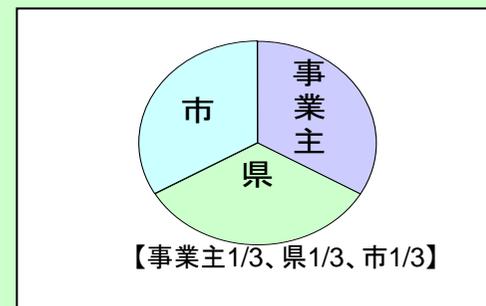
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約150億円 (H19年度予算ベース)
《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担



子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

(1) 概要

① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》584箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》301箇所(H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 実施場所
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。
- ② その他
夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

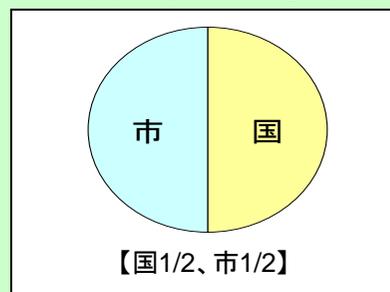
(7) 費用負担

① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》 4,409箇所 (H19年度交付決定ベース)
(ひろば型 903箇所、センター型 3,478箇所、児童館型 28箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

次世代育成支援対策施設整備交付金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定(主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

③ 費用額

《公費負担総額》 約300億円 (H20年度予算ベース)



ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

② 実施状況

《実施箇所数》 540箇所 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用会員数223,638人/提供会員数83,836人/両会員29,948人 (平成18年度末現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

(7) 費用負担

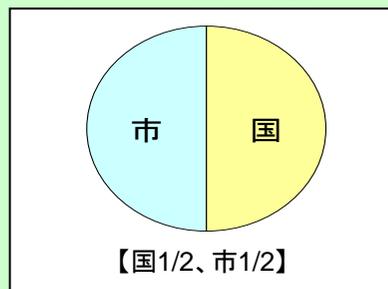
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

児童館事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

② 実施状況

《実施箇所数》 4,718か所（公営3,125か所、民営1,593か所）（平成18年10月現在）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費（児童育成事業）による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益法人（※株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,509万円、児童センター5,084万円（H20年度予算ベース）

《費用負担割合》 事業主1／3、都道府県1／3、市町村1／3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価:小型児童館183万円、児童センター302万円(H20年度予算ベース)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 民営分 約30億円

(H20年度予算ベース)

